| | |
|---|---|
| 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 | 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 |
| (1)・(2)　（略） | (1)・(2)　（略） |
| (3)　低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること、当該作業に一回以上従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと又は液化ガスタンカーにおいて積荷若しくは揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。 | (3)　低引火点燃料船において燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること又は液化ガスタンカーにおいて積荷若しくは揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。 |
| (4)　（略） | (4)　（略） |
| （略） | （略） |

第十五号表（第七十七条の十一、第七十七条の十一の二―第七十七条の十一の四、第七十七条の十二関係）

| | |
|---|---|
| 一　甲種特定海域運航責任者 | 1　乙種特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けていること。<br>2　申請日以前五年以内に、特定海域航行船舶において、船長又は甲板部の当直を行う職員として二月以上従事した経験を有すること。<br>3　申請日以前五年以内に、特定海域航行船舶の安全運航等に関する講習であつて第七十七条の十一の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了したこと。 |
| 二　乙種特定海域運航責任者 | 申請日以前五年以内に、特定海域航行船舶が安全に運航するための基本的な措置に関し国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。 |

（新設）

第十六号表（第七十七条の十一の三関係）

| 講習科目 | 条件 |
|---|---|
| 一　特定海域における船舶設備の使用限界 | 三級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後二年以上船舶職員として特定海域航行船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であること。 |
| 二　海氷における船舶の操縦性能 | |
| 三　航海計画の監督及び報告方法 | |
| 四　特定海域における安全運航 | |

（新設）